業務用冷凍空調機器をご使用のみなさまへ

フロン排出抑制法により、業務用冷凍空調機器の

点検が義務化されました。

対象

フロン類が充填された 業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の 管理者(ユーザー様)

簡易点検 全ての業務用空調機器が 対象

管理者様**ご自身で行う点検**が 必要になります

圧縮機 定格出力

7.5kW以上 の機器を保有している場合

定期点検

一定規格以上の 業務用空調機が対象

専門業者への定期点検の委託が	
必要になります	
エアコン	7.5kW∼50kW
	3年に1回以上
	50kW以上
	1年に1回以上
冷蔵 冷凍機器	7.5kW以上 1年に1回以上
1月/不/灰竹子	エナドコリタエ

フロン漏洩点検は プロのアーバンテクノにお任せください

以下のような場合、管理者(ユーザー様)に罰則が科せられます

- ●フロンをみだりに放出した場合、
 - 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ●「機器の漏えい」「漏洩対処」「記録の保管」の判断基準に 違反した場合、50万円以下の罰金
- ●都道府県知事または主務大臣から求められた 「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は20万円以下の罰金
- ●都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は 20万円以下の罰金
- ●算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は10万円以下の過料